

独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター
身体拘束等適正化検討委員会規程

(目的)

第1条 本委員会は、独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター身体拘束等の適正化のための指針に基づき設置するもので、当院入院患者にかかる身体拘束等の適正化を図ることを目的とする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は次の職員をもって構成する。

副院長、統括診療部長、事務部長、看護部長、小児科医長、管理課長、経営企画室長、専門職、医療安全管理係長、障害者病棟並びに重症心身障害児(者)病棟の各看護師長、療育指導室長、院長が委嘱する第三者委員(複数名)

ただし、審議に必要と認める場合は、委員長は関係職員を出席させることができる。

- 2 委員会の委員長は副院長をもってこれにあてる。
- 3 委員会の副委員長は事務部長をもってこれにあてる。

(委員会の開催)

第3条 委員会は四半期毎に定期に開催するものとし、委員長が必要と認める場合は臨時に招集する。

(委員会の審議事項)

第4条 委員会において審議する事項は次のとおりとする。

- 一 身体拘束等の適正化のための計画立案
- 二 委員会へ提出された身体拘束等に関する報告書の検討
- 三 身体拘束等の解除に向けた検討
- 四 身体拘束等の適正化に関し審議された事項の職員への周知
- 五 身体拘束等の適正化のための研修の実施に関すること
- 六 その他身体拘束等の適正化に関し必要な事項

(議事の記録)

第5条 委員会の議事は、記録して決裁を求めるものとする。
記録及び保管責任者は、経営企画室長とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。